



【14. 車両故障等の緊急時における安全確保について通達を发出（中部運輸局発）】

（配信日：H28.10.14）

4月22日、岐阜県高山市清見町の東海北陸自動車道上り線飛驒清見ICにおいて、エンジンの警告灯が点灯しているにもかかわらず、路肩等に停車するなどの適切な安全対策を講じずに運行を継続した結果、エンジンがオーバーヒートの状態となり、車内に白煙が上がるとともに、乗客の足下にある温風吹き出し口から熱せられた不凍液が噴き出し、乗客14名が火傷を負うという事故が発生しました。

エンジンの故障を示す警報装置が作動しているにもかかわらず、運行を継続し、乗客にケガを負わせることはプロドライバーとしての意識の欠如であるとともに、自動車運送事業者の社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

このため、重大事故を防止し、乗客乗員等に死傷者を発生させることがないように、バス事業者においては、下記の点を参考に運転者を指導されるとともに輸送の安全確保に万全を期されたい。

記

1. 警告灯の点灯等、故障や車両の異常を認識した場合は、速やかに安全な場所に車両を停車させ、適切な安全確保措置を講じることについて、公益社団法人日本バス協会発行の「車両火災発生等緊急時における統一対応マニュアル」を参考にするとともに、運転者を指導すること。
2. 必要な安全確保措置を講じた後は、速やかに運行管理者や道路管理者等と連絡を取り、対応について指示を受けるよう、運転者を指導すること。
3. 日常点検の重要性を運転者に理解させるとともに、日常点検方法について、再度、整備管理者から運転者を指導すること。
4. 事業者は整備事業者に対して当該事案を知らせ、今後の定期点検等における確実な点検・整備を依頼すること。



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html>)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

